

○平成二十一年総務省告示第四百七十一号（小規模な船舶局に使用する無線設備と~~して~~総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を改正する告示案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇十二（略）</p> <p>一三 搜索救助用位置指示送信装置（検定規則による型式検定に合格したものに限る。）</p> <p>一四（略）</p> <p>附則</p> <p>この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。</p>	<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の六第一号の規定に基づき、小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を次のように定める。</p> <p>なお、平成三年郵政省告示第六十一号（無線局免許手続規則第三条の表一の項の特定船舶局を定める件）は、廃止する。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>一三（略）</p>